

選挙制度改革と候補者の政策公約

—— 小選挙区比例代表並立制導入と候補者の選挙戦略 ——

堤 英 敬

1 はじめに

1994年1月、公職選挙法が改正され、中選挙区制に代わり小選挙区比例代表並立制（以下では並立制と呼ぶ）が導入されることが決まった。並立制は、中選挙区制下で生じた同士討ちを避けることで候補者間の政策的な差異が明確となり、候補者個人ではなく政党が主体となる選挙が実現できる制度であるとされる。また、中選挙区制は政党の得票を拡大しようとする動機を阻害する制度であると批判され、並立制の導入によって少数派の代表選出も可能にしつつ、政権交代が起こりやすくなるとされた。このような理念を背景として導入された並立制は、政党や候補者による支持獲得競争や有権者の投票行動といった日本の選挙政治にいかなる変化をもたらしたのであろうか。

この問題は多くの研究者の関心を引き、様々な観点から選挙制度改革が日本の選挙政治に与えた影響に関する研究が進められてきた。⁽¹⁾ 本稿の基本

(1) 候補者の選挙運動については大嶽編（1997）、朴（2000）など、政党システムに対する影響については河野（1999）、鈴木（1999）など、また有権者の反応の観点からは三宅（2001）、水崎・森（1998）などが代表的な研究として挙げられる。

的な問題関心もこの点にあるが、中選挙区制から並立制への制度変更の狙いが、候補者の支持獲得競争を選挙区サービス中心から政策中心とする点にあったことを考慮すれば、候補者が選挙の際に選挙民に提示する政策公約に注目する必要があると考える。確かに日本の選挙における政策公約の持つ意味には疑問も投げかけられるが、仮に政策中心の選挙を目指すのであれば、選挙公約を検討の対象とすることには十分意味があると思われる。また、選挙公約には支持獲得の上で意味があると考えられていることが提示されるだろうから、候補者自身が考える支持獲得戦略を垣間見ることができであろう（品田，1998，572～569頁）。

本稿は、中選挙区下で行われた1990，93年総選挙と、並立制下で行われた1996，2000年総選挙における候補者の政策公約の内容を分析，比較することで，選挙制度改革が候補者の政策公約に与えた影響を明らかにし，選挙制度改革の目的である政党本位，政策本位の選挙，また政権交代を可能にする選挙が実現したのかを検証していく。選挙公約は間接民主制において選挙民と代表者を媒介する存在であり，これを検討することで，選挙制度改革が日本の民主主義に与えたインパクトを議論する上での一助となることも期待できる。

以上のような問題関心に基づき，本稿は次のように議論を進めていく。まず，政党や候補者の選挙戦略に関する先行研究を選挙制度との関係から整理し，選挙制度が政策公約に与える影響について考えられうる幾つかの予測を提示する。ついで①候補者の政策公約が言及する内容，②政策公約による政党間競争の構図，③政策公約上の政党内の凝集性の3点における選挙制度改革前後での変化について分析を行う。最終的には，選挙制度改革が日本の選挙政治に与えた影響を，政策公約の側面から検討していく。

2 選挙制度と政党・候補者の選挙戦略

1) 並立制導入の背景と期待される選挙競争

並立制の導入は第八次選挙制度審議会の答申に負うところが大きい。第

八次選挙制度審議会では、中選挙区制に対する二つの批判を背景として並立制の導入が提唱された。二つの批判と並立制で実現が望まれる選挙の在り方は、おおよそ以下のようにまとめられる。

中選挙区制への第一の批判は、中選挙区制が利益誘導などの選挙区サービスを加熱させ、政策による選挙競争が行われないうものである。中選挙区制下では、議会内で単独過半数の議席を獲得することを目指す政党は、複数の候補者を同一の選挙区から擁立しなくてはならない。したがって、同一政党の候補者が互いに当選をめぐる競争する同士討ちが起こることになるが、同一政党に所属するため候補者の間に政策的な差はなく、結果的に候補者個人の選挙区サービス（業績や能力）によって差別化を図る必要が生じる。⁽²⁾⁽³⁾これに対し、一選挙区から一人しか当選者が出ない小選挙区制では同士討ちを避けることができるため、政党を中心とした政策による選挙競争が生まれるとされた。

第二の批判点は、政党（特に野党）の得票割合を向上させようとするインセンティブを阻害するというものである。中選挙区制の下では、選挙区内で、 $[\text{有効投票数}/(\text{定数}+1)+1]$ 票が得られれば、すなわち選挙区内で広範な支持を得なくとも一部の有権者からの支持が得られれば、当選することが可能である。一方、小選挙区制下では当選のために選挙区内の広範な有権者から支持を得る必要があり、政党や候補者が得票数を拡大しようとするインセンティブが増すとされる。また中選挙区制下では政党や候

(2) 多くの議員や候補者が組織している個人後援会も、同士討ちのために政党中心の選挙戦が行えず、それゆえ広く普及したといえるであろう。しかし、候補者個人中心の選挙運動が行われる背景には、政党による選挙期間中の活動が制限されている点にも原因があるとされる（川人，2000，8～9頁）。

(3) 明るい選挙推進協会が国政選挙ごとに行っている調査によると、政党と候補者個人のどちらを基準として投票をしたか、という質問に対する回答は、1967年までは候補者個人を重視する人が上回っていたが、1969年以降は政党を重視する人の方が多くなっている。ただし候補者を重視する人の割合と政党を重視する人の割合の間にさほど大きな違いはなく、有権者レベルでもある程度、候補者を重視する傾向は続いているといえるだろう（三宅，1989，38～41頁）。

補者の得票拡大動機が弱くなる結果、政権交代が起こりにくく、政治状況が硬直化するという弊害が指摘された。これを解消するために、僅かな得票の変動が大きな議席の変動を生み出す小選挙区制を導入し、政権をめぐる競争としての選挙の実現が目指された。

仮に並立制導入の狙いどおり、候補者の選挙区サービス提供による支持獲得戦略が、政党を中心とした政策による支持獲得戦略へと変化しているならば、政策公約の内容は①選挙区や特定の職業集団などの利益実現を唱うものから、より包括的な国政レベルでの政策争点を中心としたものへとシフトしていくであろう。また候補者が同一政党の別の候補者と議席を争うことはありえないため、②同一政党候補者の政策公約の内容は比較的類似したものとなっていくと予想される。同時に、並立制が選挙を政権をめぐる競争へと変化せしめたならば、③選挙時点での政権をめぐる政党間の競争・協力関係が反映された政策公約が示されるはずである。

2) 中選挙区制下での支持獲得戦略と並立制導入

前節で概観したように、中選挙区制下では同士討ちが生じるため、候補者を中心としたサービス提供競争が加熱するとされてきたが、一方で候補者間で一種の得票調整が行われてきたことも知られている。いわゆる「棲み分け」や「票割り」であるが、例えば水崎・森（1995）は、農村部の選挙区や、有権者が幾つかの地域に分散している「多極分布型」の選挙区、また地理的、社会経済的、心理的な「生活圏」が複数含まれているような選挙区においては、候補者得票や選挙区単位の得票の地域偏重度が高くなることを指摘している。つまり、同一選挙区の同一政党候補者は、必ずしも選挙区全域で鎬を削っていたわけではなく、選挙区内の異なる地域に地盤を持った上で選挙戦を戦っていたのである。また中選挙区制下での自民党議員の行動を分析した建林（2000）によって、こうした地域による票割りに加え、専門とする政策分野での棲み分け（具体的には、所属する党政調部会が同一選挙区の議員と重複することを避ける）が行われていたこと

が実証的に明らかにされている⁽⁴⁾。これらの議論から、中選挙区制下で同士討ちとなる候補者同士でも、事前に地盤となる地域や影響力を持つ政策分野の棲み分けがある程度なされており、同一選挙区の同一政党候補者が全く同じ土俵上で戦っていたわけではないことが分かる。つまり、選挙区サービスの提供は候補者間の差別化を図るためになされ、中選挙区制ゆえに候補者間競争が選挙区サービスの提供競争になったとは一概には言えなくなるのである。このように考えると、候補者中心の選挙区サービスによる支持獲得戦略は、必ずしも選挙制度によってもたらされるというわけではなく、一定以上の規模による中央から地方への財の移転が制度化されているなどの条件さえ整えば、政治家にとって合理的な行動であるといえるだろう。実際に、並立制導入後も自民党議員（候補者）の地盤となっているなど自民党が強い地方自治体ほど多くの補助金が分配される傾向にあり、中選挙区下の補助金分配の構図が並立制下でもほとんど変わっていないことが名取（2002）によって示されている。

中選挙区制下で、政党よりも候補者の個人後援会が集票活動の主体となるなど、候補者中心の選挙運動が行われたことも、前節の議論では同士討ちの結果として理解されるが、選挙戦の主体が政党となるか候補者個人となるかは、政党組織の違いによるところも大きい。アメリカとイギリスは、ともに小選挙区制によって議員を選出するが、アメリカでは候補者による選挙区サービス中心の選挙戦が展開される（Cain, Farejohn & Fiorina, 1987）のに対し、イギリスの選挙戦は政党の政策綱領を中心として争われる（梅津, 1998）ことが知られている。これはアメリカの政党組織が分権的であるのに対し、イギリスの政党組織が集権的であることを反映しているといえるだろう。日本の場合、保守政党の政党組織が伝統的に幹部政党である（川人他, 2001, 50～51頁）ことを考慮すると、小選挙

(4) ラムザイヤー・ローゼンブルース（1995, 邦訳 23～34頁）も、自民党議員同士が専門とする政策分野の差別化を図ることで、それぞれ異なる特定集団からの支持獲得を行ってきたことを指摘をしている。

区制の導入が政党中心の選挙戦をもたらすとは考えにくい。大嶽ら（大嶽編，1997，第3章～第9章）や朴（2000）による小選挙区制下での候補者の選挙運動の分析によれば，選挙区割りの変更による後援会組織の再編成などはあっても，基本的な選挙運動のパターンに大きな変化はないとされる。候補者擁立調整などで政党の影響力が高まったことに留意する必要があるが，一概に並立制の導入が選挙戦における支持獲得主体を候補者個人から政党へと移行させるとは考えにくいであろう。

3) 小選挙区制下での政党・候補者の政策的選挙戦略

候補者の目的が選挙での当選にあるならば，政策公約には選挙における候補者の支持獲得戦略としての側面もある。政策公約は，理念的に想定されるように候補者の政策的な選好を表すものとは限らず，候補者自身が有権者に提示することで支持を拡大できる，あるいは有権者にアピールすべきと考えている政策が表出されたものと考えることができる。

政策公約を支持拡大のための手段と考える合理的選択論の議論からは，並立制導入の際に主張された小選挙区制のメリットは必ずしも実現しない場合があるとの結論が導かれる。ダウنزに端を発した選挙の空間理論では，ある政策に対する有権者の最適点の度数分布が正規分布であれば，小選挙区制の場合，自らの得票割合を最大化しようとする合理的な候補者は，最適点とする有権者が最も多い付近に自らの政策位置をとることが理論的に明らかにされている（Downs, 1957; Hinich & Ordshook, 1970）。また，メディアン・ヴォーター定理では，二人の候補者が選挙で当選を争うときのように，選挙区で過半数の有権者からの支持を得ることが必要な場合，中央値となる政策を掲げた候補者が勝利するとされる。これらの理論的研究から明らかにされることは，小選挙区制の下で二大政党が争う場合，候補者が掲げる政策は中道的な位置へと収斂し，両者にほとんど違いはなくなるということである。さらに，理論的には候補者には自らの政策的位置を明確にしない方が，得票を最大化するためには有利な場合がある

との研究もある (Shepsle, 1972)。これらの議論が成立するためには幾つかの条件が必要であり、一概に小選挙区制全般に当てはまるものではない。しかし、少なくとも小選挙区制の下では、必ずしも政党・候補者間の政策の違いを機軸とした選挙競争になるとは限らないことはいえる。

前節および本節での議論からは、並立制導入後の政策公約は以下のようにになると考えられる。まず、選挙制度に関係なく利益誘導型の戦略が有効であるのならば、①特定の利益の実現を唱う政策公約は並立制下でも減少しない。また、小選挙区制の特質や日本の政党組織を考えると②同一政党の政策公約内容は凝集化しない、ということになるであろう。さらに本節で議論した小選挙区制の特質からすると、政党間の政策的相違は小さくなることが予想される。このような予測は2.1)で示した並立制下で望まれる政策公約の在り方とは異なるものであるが、以下では並立制下の政策公約が実態としてどちらに近いのかを、候補者公約データの分析を通して検討していく。

3 選挙制度改革による政策公約内容の変化

1) データの概要

本稿での分析に用いたデータについて、予め作成の手続きを紹介しておく。本稿では候補者の選挙公約データとして1990、1993、1996、2000年の4回の衆院選において候補者が作成した選挙公報を用いた。本来であればすべての候補者の選挙公約を分析の対象とすることが望ましいが、時間的な制約などから47都道府県のうち北海道、山形、群馬、埼玉、新潟、三重、大阪、奈良、岡山、愛媛、宮崎の計11道府県（計36中選挙区、82小選挙区）から立候補した候補者を分析の対象とした。本稿で選択した道府県は、地域的なバランスを考慮した上でランダムに選んでいる。さらに、各選挙において法定得票をクリアできず、実質的な選挙競争の参加者となりえなかった候補者は分析から除いている。その結果、分析の対象となった候補者は1990年が190名、1993年が193名、1996年が249名、

2000年が238名で、のべ870名となった。なお、候補者数は（法定得票を獲得した者に限定すれば）全体のおよそ1/4に該当する。

次に各候補者の選挙公約を分析に使用可能な形式とするため、選挙公報の内容分析を行った⁽⁵⁾。選挙公約は基本的に、候補者が「誰に（政策の対象）」「何を（政策領域）」「どうする（政策に対する賛否）」という形式で述べられるが、ある政策（領域）に対する賛否が候補者間で分かれることは極めて稀であることから、本稿では公約で言及される政策の領域と対象のみを扱っている。そして領域、対象のそれぞれについてカテゴライズを行い（対象については地域向けか否かのみ）、個々の候補者が各カテゴリーについて言及した量を与えた。最終的には選挙ごとの各候補者を分析のユニットとし、それぞれの政策領域、対象に対して言及した量が全体に占める割合をパーセンテージで表し、これを変数として扱っている。なお、政策領域については各省庁を単位として大カテゴリーを設定し、さらに政策の内容に応じて小カテゴリー⁽⁶⁾を設けた。

2) 政策公約の内容とその変化

上述のように作成したデータから、分析の対象とした4回の衆院選で示された政策公約の内容を選挙別に概観しておこう（表1参照）。1990年衆院選は消費税導入後の選挙ということもあり、消費税への言及が8.2%と多いことが目を引く。またリクルート事件を受けての選挙ということから

(5) カテゴリーの方法については、省庁の職掌に対応する政策分類を行った品田（1998）の方法を参考にした。

(6) 品田はまず1つ1つの政策公約を単位とし、その後候補者単位でアグリゲートしているが、本稿ではあらかじめ言及の量をそれぞれの小カテゴリーに与えている。その最大の理由は、1つの政策公約に対して候補者が詳細に記述している場合と、簡単に触れるに留まる場合とがあり、データとして数値化する際には、量として与えた方が各候補者のそれぞれの政策に対する力点の置き方の違いが明らかになると考えたからである。また原則として候補者自身が自由にその内容を決められることから、公約で述べられる総量に候補者間の違いが大きく、統一を図る上では言及量を基準とすることが最適と考えた。

表1 選挙別政策公約の言及割合

年		1990	1993	1996	2000	合計
		190	196	249	238	
内閣	内閣その他	0.4%	0.5%	2.1%	1.3%	1.2%
	憲法	0.2%	1.0%	0.9%	2.3%	1.2%
	人権・社会進出	2.7%	2.0%	2.5%	2.4%	2.4%
	景気	0.5%	2.5%	2.3%	3.9%	2.4%
	行財政改革	0.6%	1.5%	9.7%	3.8%	4.3%
自治	地方自治	0.3%	3.5%	2.6%	2.2%	2.2%
	地域振興	6.1%	4.5%	3.9%	3.6%	4.4%
	地方その他	0.7%	1.4%	1.7%	1.4%	1.3%
外務	防衛・基地縮小	0.8%	0.3%	2.8%	1.3%	1.4%
	国際貢献	0.6%	3.1%	0.9%	0.2%	1.1%
	外交安保その他	3.7%	2.7%	3.2%	3.3%	3.2%
農水	農林水産業振興	7.9%	5.5%	3.8%	3.5%	5.0%
	食糧自給	2.8%	1.6%	0.8%	0.7%	1.4%
通産	経済構造改革	0.1%	0.2%	1.4%	1.0%	0.7%
	新産業育成	0.5%	0.2%	0.7%	2.0%	0.9%
	中小企業対策	1.9%	2.4%	2.1%	3.2%	2.4%
	通産	1.9%	1.4%	2.9%	1.9%	2.1%
運輸	運輸	4.1%	3.0%	2.4%	1.6%	2.7%
大蔵	消費税	8.2%	0.7%	6.2%	1.6%	4.1%
	税制	5.2%	2.3%	2.1%	1.2%	2.6%
	大蔵その他	0.2%	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%
文部	学校教育	6.0%	5.7%	6.4%	10.0%	7.1%
	文教全般	3.6%	2.1%	2.3%	1.3%	2.3%
厚生	介護	0.5%	1.2%	4.4%	3.2%	2.5%
	医療	1.6%	2.0%	2.0%	1.8%	1.9%
	年金	2.5%	1.5%	1.0%	2.1%	1.7%
	厚生その他	6.3%	4.7%	4.7%	5.8%	5.3%
	社会保障改革	0.8%	0.6%	0.9%	1.5%	1.0%
労働	雇用	0.6%	0.6%	1.0%	3.4%	1.5%
	労働	1.6%	1.2%	0.4%	1.6%	1.2%
郵政	郵政	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
建設	公共事業改革	0.0%	0.0%	0.4%	2.3%	0.8%
	道路	2.6%	1.6%	1.4%	1.0%	1.6%
	建設・社会資本	5.8%	3.7%	3.6%	3.5%	4.1%
環境	環境	3.1%	4.3%	3.9%	5.9%	4.4%
政治	政治倫理	2.2%	5.0%	0.8%	0.2%	1.9%
	政権交代	1.6%	4.0%	0.3%	1.3%	1.7%
	政治・政治改革	7.9%	15.6%	5.1%	5.1%	8.1%
その他	その他	3.9%	5.6%	6.2%	7.0%	5.8%
地域向け公約		20.3%	13.0%	11.4%	9.4%	13.2%

※各選挙における候補者の言及割合の平均

か政治改革への言及も7.7%と多くなっている。ただ内容の具体性には乏しく、「クリーンな政治」、「政治の信頼回復」というように漠然としたものが多い。これ以外では厚生、農林水産、文教、建設、地方振興などへの言及が多くなっている。1993年衆院選は政治に関する項目への言及率が全体の1/4に迫っている。選挙制度改革を中心とした政治改革議論の盛り上がり、自民党の分裂に端を発した政権交代の可能性が政策公約のレベルでも反映されているといえよう。政治以外では（全体に占める割合は低下しているが）1990年と同様に厚生、農林水産、文教、建設などへの言及割合が高い。1993年には外交への言及率も上がっているが、これはPKO問題など国際貢献の在り方への言及が増加したことによる。1996年衆院選は小選挙区制が導入されて最初の選挙となったが、この選挙では政治改革への言及が落ち込み、代わりに行財政改革、さらに消費税への言及率が高くなっている。1996年には行政官庁の再編など行政改革や、消費税5%引き上げが政治的争点となっていたが、候補者のレベルでもこれを反映した公約が作成されている。この他では厚生、文教、建設への言及割合が1990、1993年に引き続いて高い。だが7~10%の言及が見られた農林水産の占める割合は低下し、1990年の約半分にまで落ち込んでいる。2000年衆院選には1996年に顕著であった行財政改革や消費税への言及は減少しているが、これに代わって言及が増えた項目は特に見当たらない。強いていえば経済状況、雇用状況の悪化を反映してか、労働、景気対策といった政策のウェイトが若干高まった程度である。

4回の総選挙における政策公約の内容を通して見ると、1990、93年には政治改革関連の、また1996年には行政改革関連の公約のシェアが高かったように、選挙公約のレベルでも1990年代が「改革の時代」であったことが確認できる。その一方で厚生、文教といったルーティンな政策への言及割合も高く、4回の選挙を通してその割合は安定していた。建設、運輸、農林水産、地方振興といった利益配分型政治と関連する項目については、他の政策領域に比較すると安定して高い割合を占めているが、その

シェアは低下傾向にある。このように個別の政策領域について見ていくと、選挙前後の政治的文脈によって、公約で訴えられている内容も選挙ごとに異なることが分かる。だが、公約に登場する機会の多い政策への言及はこの期間を通じて比較的安定しており、並立制導入の前後で政策公約の内容に著しい変化が生じているわけではない。

政策公約の内容が特定の地域向けであるか、包括的であるか、という点についても見ておこう。表1の最下段に、各選挙における政策公約のうち、特定の地域に向けて述べられたものが占める割合を示した⁽⁷⁾。これによると、地域に向けた公約のシェアは選挙の度に低下する傾向にあることが分かる。利益誘導が行われてきた政策領域への言及割合が低下していることと併せて考えると、候補者全体で見ると、選挙区サービスによって支持を獲得しようとする意欲は低下しつつあるように思われ、並立制導入の意図は実現しているかのようにも見える。

3) 政策公約が構成する政策次元上の変化

次に、4回の選挙における政策公約が構成する政策次元を抽出し、選挙制度改革前後での候補者の政策的な力点の置き方の変化を見ていく。つまり、政策公約を個々の政策領域でなく政策パッケージとして捉え、いかなる方向に（パッケージとしての）それが変化しているのかを明らかにすることを目指す。そこで、各選挙の立候補者を分析単位として、言及割合の高かった政策項目を用いた因子分析を行った⁽⁸⁾。

結果は表2の通りである。ここでは固有値などから四つの因子を取り上げることにした。まず第一因子では、正の方向に運輸、建設、農林水産が高い値を示し、負の方向には外務、労働、政治、環境などが位置してい

(7) 本稿では一般的に地方を示すものは地域向け公約には含めず、特定の地名や選挙区名、施設名を指しているもののみを地域向け公約としている。

(8) 原則として省庁単位でまとめたが、例えば「公共事業見直し」というように当該官庁の活動を制限する項目については独立させ、言及割合が2%を超えている場合のみ因子分析に用いた。

表 2 政策公約の因子分析（1990年～2000年）

	利益過程－ イデオロギー過程	大きな政府－ 小さな政府	生活争点－ 政治争点	価値的争点－ 政治改革争点
運輸	0.763	0.140	-0.092	0.026
建設	0.741	0.031	0.022	0.049
農林水産業	0.210	0.603	0.046	-0.096
環境	-0.230	-0.142	-0.169	0.549
労働・雇用	-0.241	0.140	0.500	0.151
政治・政権交代	-0.268	0.023	-0.223	-0.738
外交	-0.291	0.012	-0.214	0.029
地域振興	-0.041	0.364	-0.478	0.142
地方自治	-0.011	-0.539	-0.151	-0.104
行財政改革	-0.030	-0.709	-0.023	-0.027
中小企業対策	0.002	0.167	0.520	0.020
厚生	0.066	-0.004	0.686	0.069
文教	0.073	0.118	0.111	0.585
人権・社会進出	-0.165	0.025	0.096	0.311
消費税	-0.104	0.141	-0.085	-0.186
通産	0.048	-0.040	0.157	-0.062
大蔵（消費税除く）	0.047	-0.083	-0.013	0.014
景気対策	-0.074	-0.145	-0.027	0.176
固有値	1.86	1.61	1.57	1.21

※バリマックス回転

る。正の方向の各項目は地方への利益分配に関連する項目であり、負の方向の項目群は革新勢力が訴えてきた革新的なイデオロギーと関連の深い政策領域である。内容は異なる点もあろうが、村松（1981）がいうところの「（利益分配的）政策過程」と「イデオロギー過程」の違いを示す次元と考えられよう。第二因子は行財政改革，地方分権と農林水産，地方振興が対置される政策次元である。行財政改革は専ら行政機構の縮小，中央から地方への権限・財源の委譲という観点から論じられ，農林水産，地方振興は中央から地方への財の移転を前提とした政策として言及される場合がほとんどである。したがって，第二因子は大きな政府への指向と小さな政府への指向の違いを示す次元といえよう。第三因子では正の方向に労働，中小企業，厚生が高い値をとり，地域振興，外交，政治などが負の値をとっ

ている。正の値をとる政策領域はおもに社会的，経済的に弱い立場にある集団を対象としたものであり，一方の負の値をとる政策領域群は非常に政治性の高い内容をもっている。生活争点—政治争点の公約を表す次元であると解釈できよう。最後に第四因子だが，正の方向には文教，環境，人権・社会進出などが位置し，負の方向には政治関連の政策が非常に高い値を示している。ともに非物質的な政策群であるが，そのうち政治改革に力点をおくかそれとも非政治的な政策を強調するかの違いを表しているといえよう。ここでは価値的争点—政治改革争点を表す次元と考えることにしたい。

次に因子分析で析出された4つの政策次元を利用して，各選挙における政策公約の内容のマクロな変化を見ておこう。図1，図2は各選挙に立候補した者全員の因子得点の平均値を示したものであり，平均的な候補者の政策公約の内容の推移を示している。まず第一の次元である利益分配—イ

図1 各選挙における因子得点の平均値の推移（第一，第二因子）

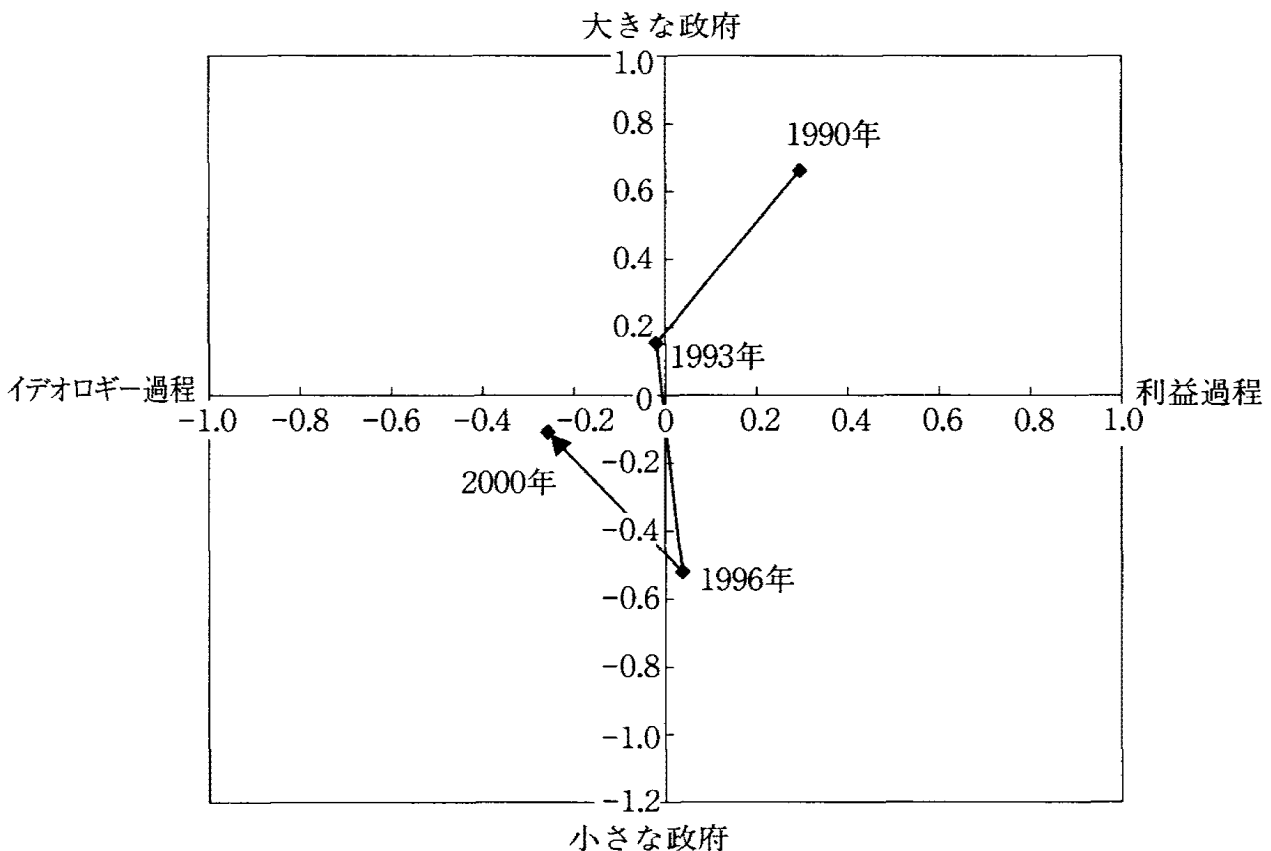
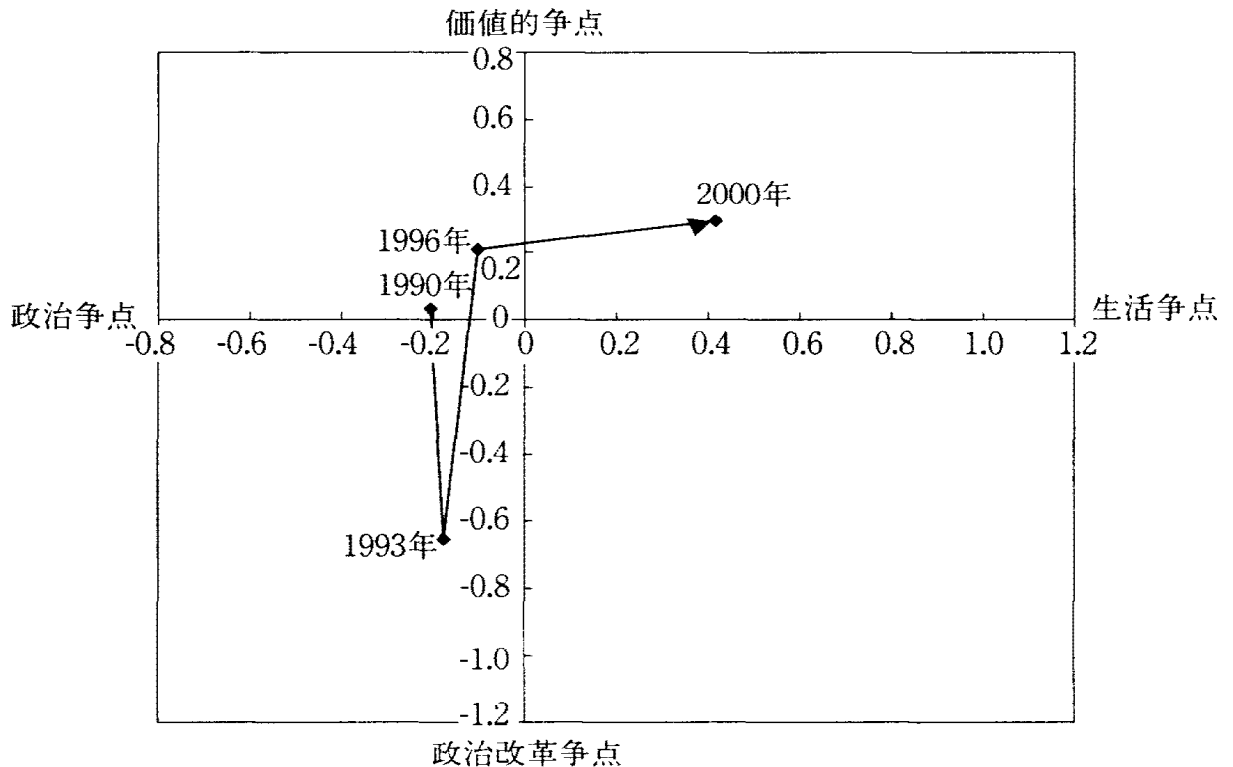


図2 各選挙における因子得点の平均値の推移（第三，第四因子）



デオロギーについては、年を追うごとに利益志向からイデオロギー指向へと変化している。イデオロギー指向は従来、革新系の候補者が重視していた政策群である。小選挙区制の導入によって選挙区数が増え、革新系の候補者が多数選挙戦に参入したことを反映している部分もあるが、従来イデオロギー過程で語られていた政策領域に、保守系や新党に所属する候補者が進出し、イデオロギー過程を構成していた政策で語られる内容が変化しつつあることを示唆している。第2因子の大きな政府－小さな政府の次元については、全般として小さな政府指向へと変化している。小さな政府指向は1996年に非常に強く打ち出されたため2000年にはやや後退しているが、全体としては小さな政府を指向する方向に変化しているといつて差し支えないであろう。生活争点－政治争点の次元では1990年～96年まではほとんど変化が見られないが、2000年には生活争点の方向へと大きく動いている。最後に価値的争点－政治改革争点の次元だが、これは政治改革が各選挙時に政治的イシューとなっていたかに依存しており、政治改革議

論が収束するとともに公約上でも非政治的な価値の方向へとウェイトがシフトしている。

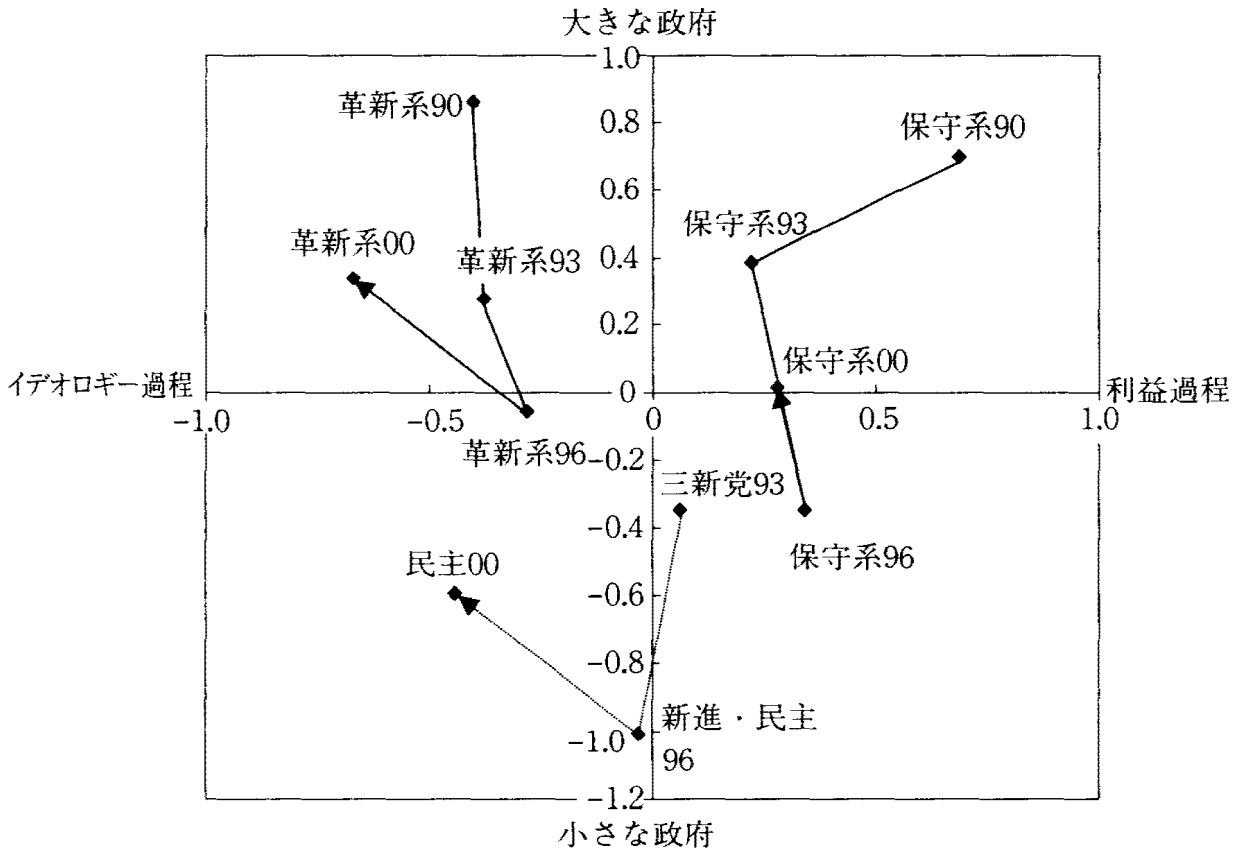
政策領域個別に見た場合と同様、政策公約を政策パッケージとして捉えてみても、選挙時点での政治争点を反映した変化が起きていることが分かる。その中でも並立制が導入されて以降、第1次元で利益分配からイデオロギー過程に多くの候補者が参入したり、第2次元で中央から地方への財の移転が前提となる大きな政府志向が弱まったりしていることは、選挙区サービスなどの利益誘導から政策的な主張による支持獲得競争へと候補者の戦略が変化していることを示唆しているようにも思われる。しかし第3次元で生活争点の方向に重点がシフトしていることは、経済状況の悪化など社会経済状況の変化によっては、利益を得る集団が存在する政策領域への言及が有効であると考えられているとも理解でき、一概に政策中心の支持獲得競争が進んでいるとも言い切れないであろう。

4 選挙制度改革と政党間競争

1) 政策公約による政党間競争の構図

続いて候補者の政策公約レベルでの政党間競争の構図を見ていこう。基本的には、選挙区内の一部の層から支持を得られれば当選可能な中選挙区制では、各政党が重視する政策次元の違いが大きくなるのに対し、並立制下では小選挙区で幅広い層からの支持を獲得するために重視する政策次元が重複することが予想される。ただし並立制の導入が候補者の政策的戦略に与える影響は、候補者の所属する政党によって異なることが予想される。例えば、小選挙区で当選を目指す候補者は、前述の議論のとおり中位投票者の政策選好に近い公約を提示すると考えられる。一方で、小選挙区で候補者を当選させることが難しい政党は、必ずしも選挙区での得票数最大化を目指さずに比例代表区での得票数拡大を狙い、ブロック内で一定数の支持者を確保できる政策公約を掲げるであろう。この点も考慮しながら、選挙制度改革前後での政党間競争の変化を見ていくことにする。

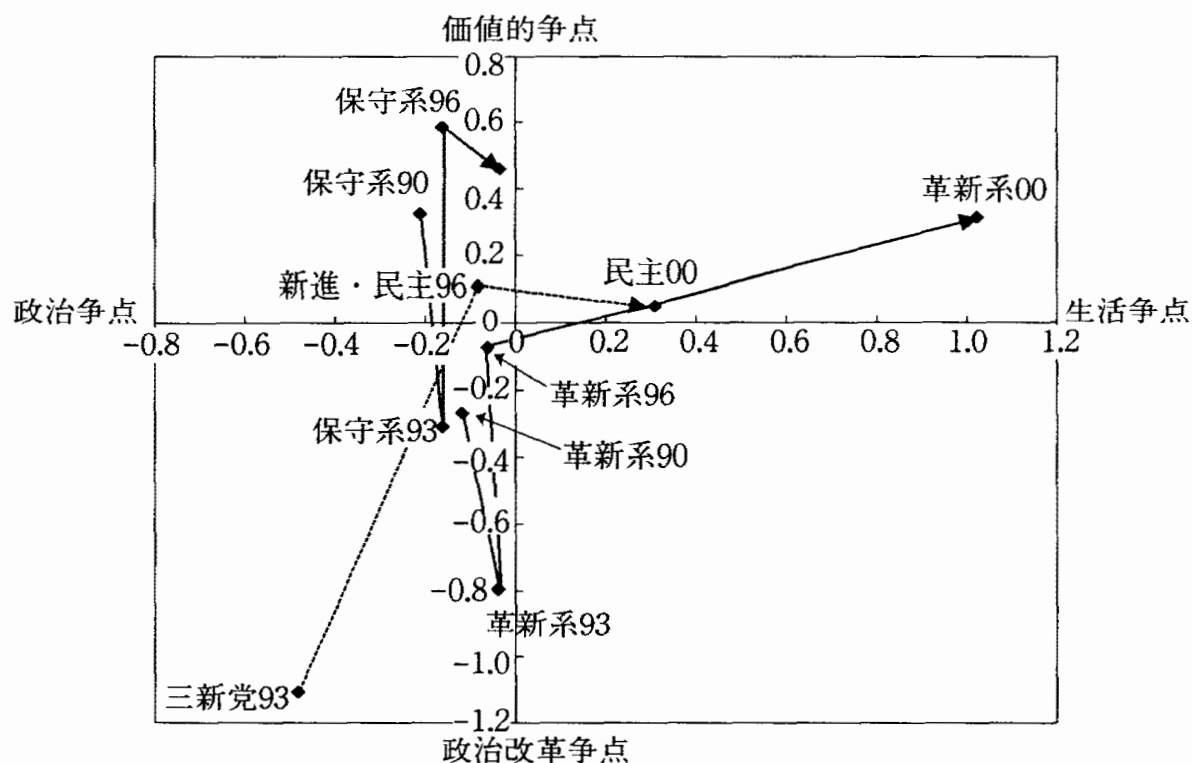
図3 政党別公約の位置（第一，第二因子）



ここでは、候補者を政党を単位として分割し、それぞれの公約内容の変化や各政策次元を巡る競争を見ていく。図3，図4は各政策次元について、前節で全候補者を対象として行ったのと同様、各選挙ごとに政党別の因子得点の平均値を算出し、政党ごとにプロットしたものである。なお、ここでいう保守系には自民党と保守系無所属の候補者が、革新系には社会・社民党と共産党，革新系無所属が，また新党系には新生党，日本新党，新党さきがけ，新進党，民主党がそれぞれ含まれている。並立制下で最初の選挙となった1996年前後を中心として、いくつか特徴的と思われる変化を取り上げていこう。

まず第一に政党単位で候補者を平均化すると、1990年～2000年の政策公約による政党間競争は、55年体制下から続く利益分配過程とイデオロギー領域のいずれを重視するか、55年体制下のシステムの継続と改革との対立という二次元から構成される。新政党が小さな政府指向を打ち出し

図4 政党別公約の位置 (第三, 第四因子)



て以降、例えば1996年には候補者全体が小さな政府指向に動いているように時勢の変化を反映してはいるが、この2つの政策次元における各政党の位置関係は、それほど変化してはいない。また小選挙区制が導入された1996年以降、革新政党は再び革新色を強め、保守勢力は全般的な傾向に逆らって利益分配指向を維持し、新政党は従来イデオロギー過程で述べられていた政策領域へと進出している。このような現象は、革新政党については小選挙区で当選者をほとんど出せないため、比例区を重視して政党のイメージを強く打ち出していくことを目的として、公約の内容を決めているためと解釈することもできる。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾しかし、選挙区内での得票率拡大を目指

(9) 本稿でいう革新的な指向とは、外交、政治、労働、人権・社会進出などへの言及割合が高いことを指すが、2000年新党系（民主党）候補者の選挙公報そのものを読む限り、これらの政策領域において主張されていることは、一部の社会党出身者などを除けば従来の革新的な政策とは一線を画す内容である。

(10) 共産党の場合、都道府県単位で候補者の選挙公約は基本的に統一されており、候補者独自の公約は部分的に盛り込まれているのみである。

している保守系，新党系の候補者の政策公約が，重視する領域においても内容においても収斂することなく，むしろ「棲み分け」のような方向へと変化していることはどのように捉えるべきであろうか。

第2点目は第3の次元に関してだが，2000年に革新政党が政策対象集団が明確な生活争点をより強く打ち出している。これは経済状況や雇用状況の悪化への対応と考えられ，時勢的な変化といえるが，選挙制度改革の文脈で考えることもできるだろう。ある政党が比例区での議席獲得を狙う場合，選挙区内で最大の票を得る必要はなく，ブロック内に広く存在している対象に政策を訴えることが得策と考えられる。第3次元と関連の深い厚生，中小企業，労働⁽¹¹⁾といった政策領域は，保守系，新党系，その他の候補者も含めて多くの候補者が言及している。その中でこれらの政策がとりわけ革新系の候補者の公約で強調されていたのは，これらの政策は特定の有権者を強く特定の政党や候補者に引き付ける政策ではないが，ある程度地理的に広い範囲であれば一定の支持を獲得しうる政策であるからではないか。しかし，新党系（民主党）も革新政党ほどではないにせよ，これら社会経済的弱者を救済する政策を積極的に打ち出していることは，小選挙区での当選を目指す候補者であっても，この指向を打ち出すことに必要性があると考えられていることを示していると考えられる。

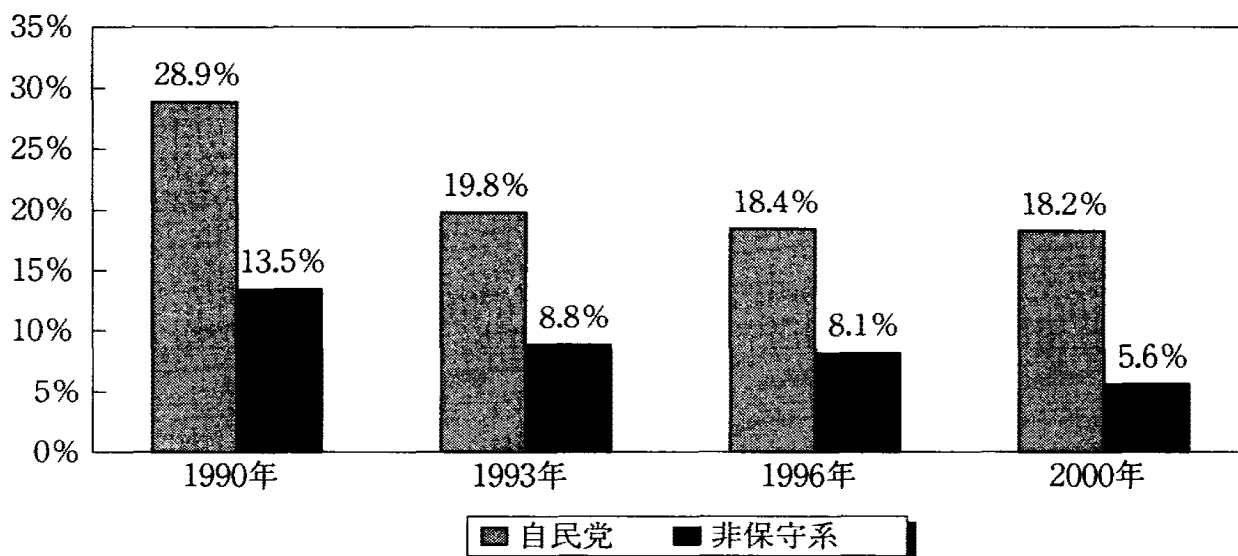
2) 選挙制度改革と選挙区サービスによる支持獲得競争

並立制導入の際に批判の対策となった選挙区サービスをめぐる選挙戦を，政党間競争の観点から検討しておこう。特定の地域に向けた公約は一般的に減少傾向にあるが，これを政党別に見ることで選挙区サービスが本当に支持獲得の上で重要性を失いつつあるのか，また選挙戦の中でその意味合いをどのように変化させているのかを確認しておこう。

図5は候補者を自民党（保守系無所属を含む）と非保守系の2つのグル

(11) 労働の領域には雇用の確保も含めており，その意味では保守系，革新系を問わず言及頻度の高い政策領域といって差し支えないであろう。

図5 党派別の地域向け公約の割合



ープに分割し、それぞれの候補者が特定の地域向けに示した公約量の平均値を示している。これによると、まず自民党候補者の方が、地域向けに公約を提示することに積極的であることが分かる。55年体制下では自民党が利益分配過程の中心に位置していたことから、自民党候補者と非保守系の候補者とでは、利益分配過程と密接に関連する地域向け公約に対する熱意に差があることを反映しているといえるだろう。両グループの選挙ごとの推移について見ると、自民党候補者は1990年から93年にかけて減少しているものの、それ以降ほとんど変化はなく、一方で非保守系の候補者は地域向け公約のシェアを大きく低下させている。候補者全体として地域向け公約の割合が減少している背景には、1993年衆院選では包括的な政策である政治改革が最大の争点となり、選挙公約の上でも大きなウェイトを占めていたこと、また1996年衆院選では小選挙区制が導入されたことで選挙区数が増加し、それにより（利益誘導に自民党候補ほど積極的でない）非保守系の候補者が増えたことなどがある。だが、前節における議論と同様、自民党の候補者は公約の一定の部分を地域に向けて示し続け、非保守系の候補者は利益分配過程に参入しようとの意欲は弱まりつつあるという分極化傾向が進んでいることが分かる。

中選挙区制から小選挙区制へと移行したことにより、ほとんどの選挙区において有権者数や地理的な規模が小さくなったのだから、選挙区向けサービスが支持獲得の上で重要性を失っていないのであれば、小選挙区で当選を目指す候補者は（非保守系であっても）地域向け公約に積極的になってもおかしくはない。それでは、なぜ自民党の候補者が地域向け公約を示し続ける一方で、非保守系の候補者は減らしつつあるのであろうか。その理由としては、①地域向けの公約を政策形成過程において具体化する、すなわち選挙区サービスを実現するためには一定の政治力が必要とされること、②小選挙区制の下では選挙区を代表して選挙区サービスを実現し、その報酬としての支持獲得を当選に結びつけられる議員が原則として一人しかいない⁽¹²⁾ことが挙げられるであろう。

日本の場合、自民党が1955年の結成以降ほぼ一貫して政権与党の立場を維持してきたことから、自民党が政策形成過程、特に特定の集団や地域に財を分配する政策が形成される過程の中心に位置してきた。実際に多くの研究者によって自民党議員が選出された選挙区に利益分配を行い、再選のための手段としてきたことが指摘されている。例えば小林（1997）は、政治家が地元へ利益分配を行うことで支持を獲得し、当選を重ねることでキャリア・ポイントを高め、さらに利益分配を行うという循環があることを計量的に示した。また候補者による地元への利益配分を指向した選挙公約を分析した品田（2001）は、このような公約が基本的に集票手段として（動機仮説）というよりは、政治力の高い候補者によるアピール（政治力仮説）であることを明らかにした⁽¹³⁾。これらの議論からは、議員が選挙区サービスを実現するためには、実際に政策形成過程に参入でき、さらに政策形成に影響力を持ちうる必要があるとされることが分かる。選挙で地域向けの公約を示せば、それがどの候補者のものであっても有権者に実現可能

(12) 並立制には重複立候補の制度があるので、厳密に言えば一つの選挙区から2人以上の候補者が当選することも少なからずある。

(13) この他にも石川・広瀬（1981）、小林（1985）、堀（1996）などが挙げられる。

であると認識されるとは限らない。当選回数を重ね、議員としてある程度のキャリアを持つ候補者が述べる地域向け公約については、有権者は実現可能性が高いと理解するだろうし、新人候補が示す地域向け公約に高い信頼が置かれるとは考えにくい。言い換えれば、選挙公約では地域向けに「何をするのか」、ではなく、「誰が」「何をするのか」が重要となるのである。

ただ野党議員や政治力の低い議員であっても、周辺的な個別利害の実現可能性は残されている（品田，2001，52頁）。そして周辺的な利益の実現であっても、ある程度の有権者による支持を獲得することができれば中選挙区制下では当選が可能となり、改めて（周辺的であっても）利益分配過程に参入することができる。ところが小選挙区制の下では、地元選挙区に何らかの形で利益誘導を行うことのできる議員は原則として一人しかいない。つまり周辺的な選挙区サービスを唱って一部の有権者から支持を得られても、小選挙区制の下では中選挙区制下のように当選には結びつかないのである。このような状況下で、新人候補が地域向けの公約を示し、選挙区サービス実現では遙かに有利な条件にある現職の候補者を上回る支持を集めようとするのは、決して合理的とはいえない。

このように考えれば、政策過程に参与できる与党の候補者は、有権者に地域向け公約を示そうとするであろう。また、実際に何らかの形で政策形成過程に参入してきた経験を持つ現職の候補者は、（野党の候補であっても）小選挙区制の下ではいわば独占的に選挙区サービスを（信頼性あるものとして）有権者へのアピールに用いることができる。さらに、現職候補の中でもキャリアを重ねた候補者ほど、利益誘導の実績があることから地域向け公約の信憑性は増していくだろう。一方で野党の新人、あるいはキャリアの浅い候補者は、与党や現職に有利な地域向けの公約を中心として選挙戦を戦うよりは、包括的な内容の選挙公約を示した方が、与党や現職候補と対等の立場で戦うことが可能になるだろう。

この議論を確認するため、各選挙における地域向け公約の量を従属変数とし、与党か野党か、当選回数、都市化度を独立変数とした重回帰分析を

行った。与野党については、すべての選挙時に首相を輩出していた自民党に2、（連立政権の場合）連立与党であった政党に1、野党には0を与えている。また都市化度は、選挙区単位で地域特性を表す変数を用いて因子分析を行い、そこで得られた都市－農村、活性－停滞の2つの因子の得点を利用した⁽¹⁴⁾。なお当選回数は0回、1回、2～3回、4～6回、7回以上の5つに分類し直している。結果は表3のとおりである。中選挙区制下で行われた1990年と1993年については、1990年の当選回数、1993年の地域特性（都市－農村）が統計的に有意ではあったが、これら4つの独立変数で地域向け公約の量を説明することは全くできていない。これに対し小選挙区制下で行われた1996年、2000年については、ともに与野党が、また2000年については当選回数も地域向け公約の量との間に有意な関係があることが分かった。並立制の導入以降、選挙区サービスを当選のための支持獲得競争に利用することが可能な、与党の候補者や（とりわけキャリアを重ねた）現職が地域向けの公約を示し、当選を目指す上で選挙区サービス実現を支持獲得戦略として用いることが難しい、野党やキャリアの浅い候補者は包括的な政策を提示することで支持獲得を目指すようになった。

表3 地域向け公約を従属変数とした重回帰分析

	1990年	1993年	1996年	2000年
与野党	-0.04	0.07	0.29***	0.34***
当選回数	0.15*	0.11	0.06	0.17*
都市(+)-農村(-)	-0.10	-0.14*	-0.08	0.02
活性(+)-停滞(-)	-0.05	0.05	-0.10	0.04
Adj. R-sq	0.01	0.02	0.17	0.17
N	190	196	249	238

*** : $p < .005$, ** : $p < .01$, * : $p < .05$

九九

(14) 小林（1997）で利用されている変数を用いているが、析出された因子は小林のものとはほぼ同じで、都市－農村、活性－停滞と理解できるものであった。なお、都市－農村は数値が大きくなるほど都市的であることを、また活性－停滞は数値が大きくなるほど活性していることを表す。

たといえるだろう。

5 政党内の政策的な凝集性

並立制の導入の狙いの一つに、選挙戦を候補者間でなく政党間競争へと誘導し、政権をめぐる競争とすることがあった。このような選挙競争では、同じ政党の候補者の政策的主張は基本的に同一の内容であることが前提となる。政党内の政策的な同一性が選挙の段階で確保されていれば、いずれの選挙区でも有権者は候補者の政策公約を通して、形成される政権が目指す政策的な方向性を選択することができる。だが、同じ政党の候補者が異なる政策的主張をしている場合、有権者の選択は（仮に投票した候補者の所属政党が与党になっても）政権の政策的方向性と同じになるとは限らず、結局、政権が実現を目指す政策の方向性は議会や議会政党レベルでの交渉如何となってしまふ。ここまでは候補者の政策公約を各政党の平均値から見てきたが、ここでは政党内における候補者の政策公約の凝集性について検討していく。

表4に各選挙における主要政党候補者の、先の因子分析から得られた各政策次元における因子得点の分散を示した。4回の選挙で分析の対象となった全候補者の分散が1となるので、一政党の候補者の分散が1回の選挙で1を超えていたら、その政党の公約内容は凝集性が低いと考えてよいであろう。表4からは、中選挙区制下での選挙より小選挙区制下での選挙の方が、各政党の分散が小さくなる傾向を見て取ることはできない。むしろ逆に、自民党候補については、いずれの政策次元においても凝集性は低下しているように思われる。また2000年の民主党候補の生活争点—政治争点次元での分散が大きいことや、1996年選挙で強く小さな政府指向を打ち出した新進党や民主党も、党内の候補者レベルではその主張の強さに濃淡があることも分かる。このように、小選挙区制の下で政党内における候補者の政策的凝集性が高まってきたとは言い難いのが現状のようである。可能性としては小選挙区制の導入により、個々の候補者が抱える選挙

表4 各政策次元における政党別の分散

1990年	N	利益過程— イデオロギー過程	大きな政府— 小さな政府	生活争点— 政治争点	価値的争点— 政治改革争点
自民党	80	1.067	0.437	0.743	0.463
社会党	40	0.302	0.376	0.787	0.785
共産党	17	0.586	0.156	0.635	0.421
公明党	16	2.844	0.317	0.448	0.628
平均		1.356	0.439	0.718	0.745
1993年	N	利益過程— イデオロギー過程	大きな政府— 小さな政府	生活争点— 政治争点	価値的争点— 政治改革争点
自民党	75	0.981	0.632	0.733	0.592
社会党	38	0.621	0.694	0.400	1.051
公明党	16	1.024	0.296	0.616	1.261
共産党	15	0.474	0.218	1.311	0.515
新生党	13	1.828	1.998	0.672	2.490
日本新党	11	1.192	0.878	0.297	2.926
平均		0.971	0.795	0.775	0.978
1996年	N	利益過程— イデオロギー過程	大きな政府— 小さな政府	生活争点— 政治争点	価値的争点— 政治改革争点
自民党	80	1.169	1.020	1.355	0.704
新進党	60	0.626	1.574	0.753	0.867
共産党	56	0.216	0.309	0.617	0.309
民主党	35	0.514	1.705	0.655	1.308
平均		0.805	1.232	0.874	0.843
2000年	N	利益過程— イデオロギー過程	大きな政府— 小さな政府	生活争点— 政治争点	価値的争点— 政治改革争点
自民党	72	1.150	0.638	0.912	0.742
民主党	68	0.454	0.891	1.477	1.583
共産党	53	0.340	0.192	1.149	0.287
平均		0.794	0.738	1.315	1.006

九七 区事情などが、より鮮明に政策公約の内容に反映されてきたとも考えられるだろう。

各政党の候補者の凝集性を考える上では、政策的指向性も考慮する必要性があるから、単純な分散だけでなく分布状況も見ておこう。図6，図7

図6 利益過程—イデオロギー過程における各政党候補者の分布

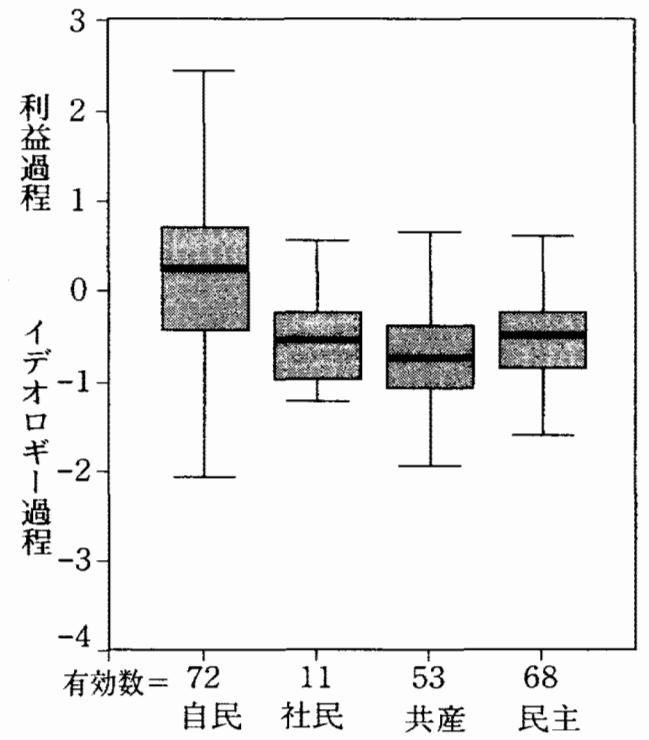
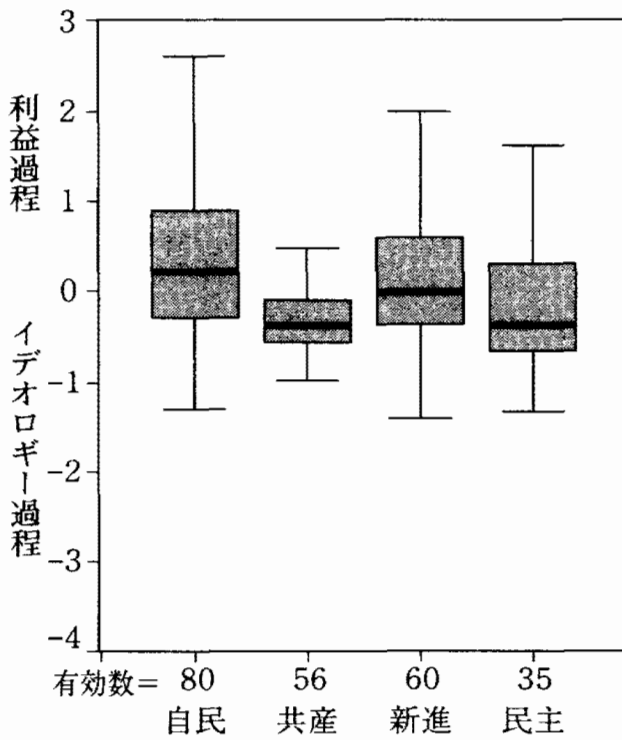
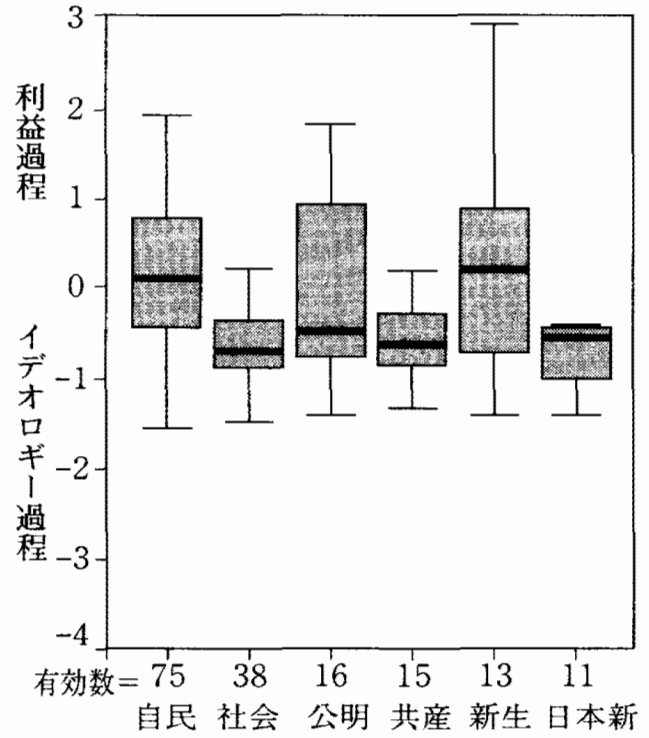
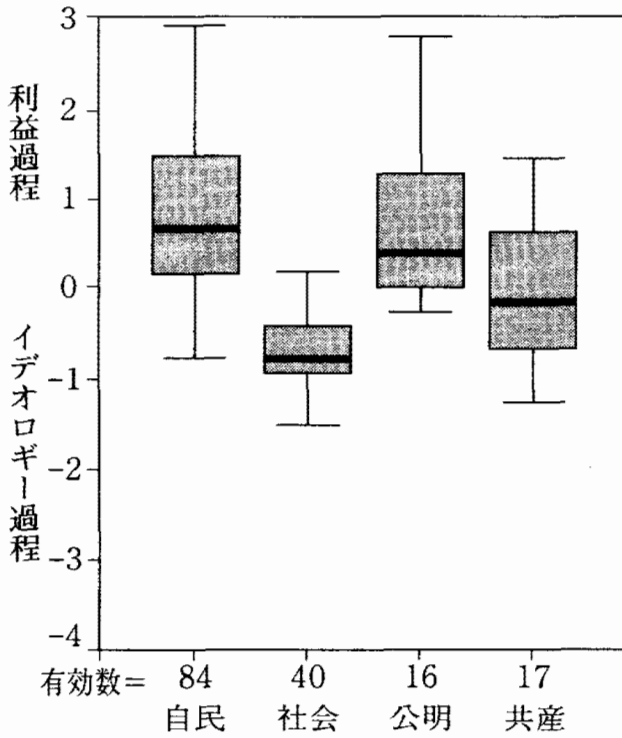
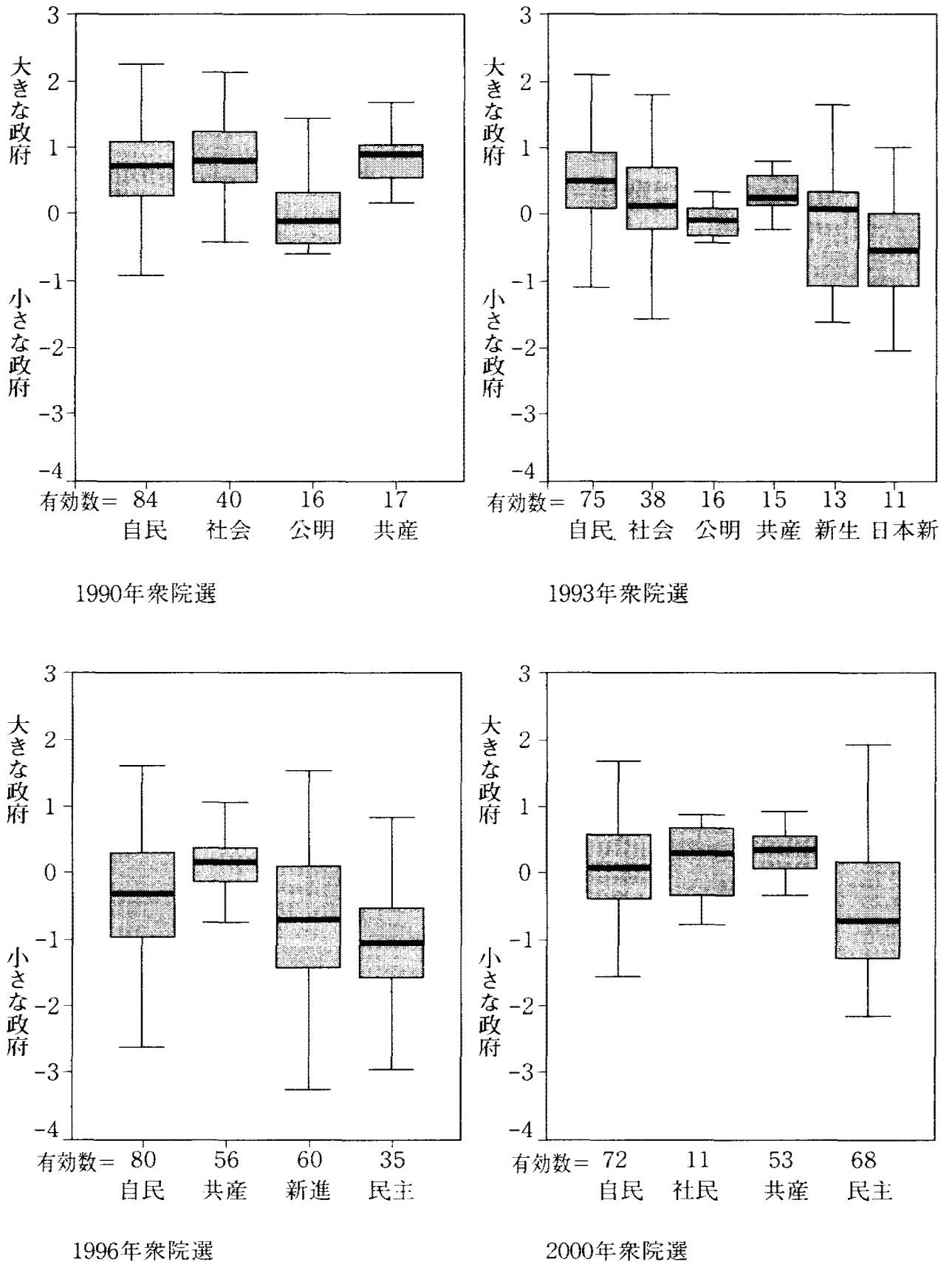


図7 大きな政府—小さな政府における各政党候補者の分布



九五

は利益過程－イデオロギー過程と、大きな政府－小さな政府の二つの政策次元における、主要政党候補者の分布状況を可視的に示したものである。四角で示された部分が四分位の範囲を示し、線で描かれた部分が最大値から最小値（外れ値は除く）を表している。つまり、ある政党の候補者は、四角で示された範囲にその半分以上が位置し、線で示された範囲にはほぼ全員が位置していると理解できる。

政策的な凝集性が低いという場合、政策的指向の方向は同じだが主張の強さに濃淡があるケースと、政策的方向性自体が双方向であるケースとがある。前者ならばその政党が政策的に目指す方向性そのものは有権者に伝わるであろうが、後者では個々の候補者の公約を見る限り政党の政策的方向性を有権者が理解することは難しい。このような観点からすると、自民党候補者は2つの政策領域とも双方の方向性を指向する候補者に分かれており、候補者レベルでは政党の政策的方向性が明確でない。さらに、自民党候補者がとる政策的位置の範囲は（双方向に）拡大する傾向にある。また新進党、民主党の候補者については、方向性は概ね一致する次元もあるが、少なからぬ数の候補者が党全体の傾向とは逆の方向性を指向していることも分かる。先にも述べたが、中選挙区制に比較して小選挙区制の方が選挙区特性、選挙競争の形態などに支持獲得戦略が左右される可能性が高く、候補者の背景にあるこうした要素が（方向性や指向の強さといった）政策的凝集性を弱めていることが予想される。

6 結びに代えて

本稿では選挙制度改革前後の衆院選における政策公約の変化から、候補者の支持獲得戦略の変化を検討してきた。ここまでの分析から得られた結果を簡単にまとめ、今後の課題を示しておくこととしたい。まず第一に、並立制が導入されて以降でも政策公約が言及する領域に大きな変化はないが、候補者全体で見ると一見、政策による支持獲得戦略が採用されたかのような変化が見られた。第二に、しかし、利益過程－イデオロギー過程、

大きな政府－小さな政府といった政策次元は、それぞれ保革対立、既成政党－新政党の対立に対応しており、選挙制度が変わって以降も各政党の候補者間の基本的な位置関係は変わっていない。むしろ各政党が得意としてきた政策領域をさらに重視するような、「棲み分け」とも思われるような分極化傾向が生じている。ただ、小選挙区で議席を獲得することが難しく、また政党の候補者に対するコントロールが強い革新系政党の候補者の公約内容には、比例代表区での支持獲得を狙ったと思われる変化が見られた。第三に選挙区サービスと関連する地域向けの公約の量に注目すると、小選挙区制下では与党候補か野党候補かという点と保持する政治力の大きさによって地域向け公約の量が決まっていることが分かった。これは小選挙区制になったことで、地域向け公約を述べても不利な野党候補や政治力のない候補者が与党現職候補と同じ政策領域で勝負することを避け、自らに有利な争点設定を行っていると考えられる。公約内容の分極化傾向は、小選挙区制の導入により、選挙区サービスを当選のための戦略に用いることができる政党・候補者が限られてきたことを反映しているように思われる。第四に、同じ政党の候補者間の公約内容が凝集性をもつという傾向は確認することが出来なかった。特に自民党候補は、それぞれの政策次元において異なる方向を指向する候補者が多数存在しており、候補者の公約を単位として見る限り、政党としての政策的指向がかなり不明確になっている。

一言でいえば並立制の導入が、政党を主体とした政策中心の選挙戦を実現したとは言い難く、各候補者が従来から利用し得た支持獲得に有効な戦略を、一層重視させる結果になったと思われる。その背景には、小選挙区制と比例代表制を同時に行うという、並立制がもつ独特な制度枠組みからの影響もあるのではないだろうか。並立制下では、小選挙区で候補者を擁立した政党が、当該ブロックにおける比例代表区での得票を増加させることが知られている（水崎・森，1998）。小選挙区で当選の見込みがない政党でも候補者を擁立するとなると、有権者の投票先は分散し、当選に必要

な得票率は低下することになる。⁽¹⁵⁾ その結果、候補者としては投票して
ることが期待できる有権者に向けてアピールを行うことが、合理的戦略と
なるのではないだろうか。

ただ、野党の新人やキャリアの浅い現職の候補者が包括的な政策を重視
する、このような選挙公約上の戦略を採っていたのは、日本政治の文脈に
規定されている部分が多い。政治、行財政、経済などの改革が進められ
るべき課題であるとの認識が広がっている時期に、改革という包括的な政
策を公約で述べることは、地域向け公約のような利益誘導型政治とまさに
対峙することになり、有権者からの理解も得やすい。だが逆にいえば参入
者を限定するような固定的な利益誘導型の政策過程が残る限り、あるいは
与党が改革に積極的な姿勢を示したとき、地域向け公約と対峙する新たな
政策的方向性を見つけださなくてはならない。

このような状況は2001年に小泉内閣が発足したことで現実化してお
り、野党候補には有権者からの支持獲得のための新たな戦略を見出す必要
性が生じている。したがって今後、政策公約の内容が変化してくる可能性
は高い。継続的に候補者の支持獲得戦略を検討し、一時的な政治の文脈を
超えた、より一般的な議論へと発展させていかねばならないだろう。ま
た、今回はマクロな観点からの分析に終始したが、小選挙区制の導入は各
選挙区における選挙戦の状況を大きく変化させたことが予想される。し
たがって、個々の選挙区における競争条件を考慮した上での政策公約に関
する議論が必要とされるであろう。

(15) 小選挙区での当選者、次点の平均得票率は、1996年が45.8%・31.5%、2000年は
48.7%・31.7%であった。また各選挙区での有効候補者数の平均は、1996年が
2.95、2000年が2.77である。このように、並立制下では必ずしも小選挙区から幅広
い支持を得なくとも、当選が可能であることが分かる。

謝 辞

本稿は2001年度日本選挙学会研究会、分科会B「選挙制度と政策形成」における報告論文を加筆・修正したものである。分科会のメンバーである橋本晃和、後房雄、伊藤光利、名取良太の各氏から貴重なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

参 考 文 献

- Cain, Bruce, John Ferejohn & Morris Fiorina (1987) *The Personal Vote: Constituency Service and Electoral Independence*, Harvard University Press.
- Downs, Anthony (1957) *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Row Publishers. (古田精司監訳 (1980) 『民主主義の経済理論』成文堂)
- Hinich, Melvin J. & Peter C. Ordshook (1970) “Plurality Maximization VS Vote Maximization”, *American Political Science Review*, Vol. 64, pp. 772–91.
- 堀 要 (1996) 『日本政治の実証分析』東海大学出版会。
- 石川真澄・広瀬道貞 (1981) 『補助金と政権党』朝日新聞社。
- 川人貞史 (2000) 「中選挙区研究と新制度論」『選挙研究』15号, 木鐸社, 5~16頁。
- 川人貞史・吉野 孝・平野 浩・加藤淳子 (2001) 『現代の政党と選挙』有斐閣アルマ。
- 小林良彰 (1985) 『計量政治学』成文堂。
- 小林良彰 (1988) 『公共選択』東京大学出版会。
- 小林良彰 (1997) 『現代日本の政治過程』東京大学出版会。
- 小林良彰 (2000) 『選挙・投票行動』東京大学出版会。
- 河野 勝 (1999) 「日本における並立制導入の功罪：戦略的分裂投票に関する理論と実証」『青山国際政経論集』第48号, 43~62頁。
- 三宅一郎 (1989) 『投票行動』東京大学出版会。
- 三宅一郎 (2001) 『選挙制度改革と投票行動』木鐸社。
- 水崎節文・森 裕城 (1995) 「中選挙区制における候補者の選挙行動と得票の地域的分布」『選挙研究』10号, 16~31頁。
- 水崎節文・森 裕城 (1998) 「得票データからみた並立制のメカニズム」『選挙研究』13号, 木鐸社, 50~59頁。
- 村松岐夫 (1981) 『戦後日本の官僚制』東洋経済新報社。
- 名取良太 (2002) 「選挙制度改革と利益誘導政治」『選挙研究』17号, 木鐸社, 128~141

頁。

大嶽秀夫編（1997）『政界再編の研究』有斐閣。

朴 喆熙（2000）『代議士のつくられ方』文春新書。

Ramseyer, J. Mark & Frances M. Rosenbluth（1993）*Japan's Political Marketplace*, Harvard University Press.（加藤 寛監訳，細野助博・川野辺裕幸訳（1995）『日本政治の経済学－政権政党の合理的選択－』弘文堂）

品田 裕（1998）「選挙公約政策データについて」『神戸法学雑誌』第48号2巻，541～572頁。

品田 裕（2000）「90年代日本の選挙公約」水口憲人・北原鉄也・久米郁男編著『変化をどう説明するか：政治篇』木鐸社，147～171頁。

品田 裕（2001）「地元利益志向の選挙公約」『選挙研究』16号，39～54頁。

鈴木基史（1999）「衆議院新選挙制度における戦略的投票と政党システム」『レヴァイアサン』25，32～51頁。

建林正彦（2000）「中選挙区制と議員行動」水口憲人・北原鉄也・久米郁男編著『変化をどう説明するか：政治篇』木鐸社，97～122頁。

梅津 實（1998）「イギリスの場合－悩み多き民主主義のモデル－」『比較・選挙政治』ミネルヴァ書房，1～49頁。